





2023年1月6日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 日 本 ア ク ア (コード1429:東証プライム市場) 住 所 東京都港区港南2-16-2 代表者 代表取締役社長 中 村 文 隆間合せ先 管理本部長 皆 川 和 貴 (TEL 03-5463-1117)

自己株式を活用した第三者割当による行使価額修正条項付

第2回新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2022 年 12 月 19 日開催の取締役会及び 2022 年 12 月 22 日開催の取締役会に基づく第三者割当による行使価額修正条項付第 2 回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の発行に関し、2023 年 1 月 6 に本新株予約権に係る発行価額の総額(3,020,000円)の払込が完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2022 年 12 月 19 日付の「自己株式を活用した第三者割当による行使価額修正条項付第 2 回新株予約権の発行に関するお知らせ」及び 2022 年 12 月 22 日付の「自己株式を活用した第三者割当による行使価額修正条項付第 2 回新株予約権の発行条件等の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

1. 本新株予約権の概要

	1	
(1)	割 当 日	2023年1月6日
(2)	新 株 予 約 権 数	10,000 個
(3)	発 行 価 額	本新株予約権1個当たり302円
		(本新株予約権の発行価額の総額:3,020,000円)
(4)	当該発行による	潜在株式数:計1,000,000株(本新株予約権1個当たり100株)
	潜在株式数	下限行使価額(下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」を参
		照。) においても、潜在株式数は 1,000,000 株です。
(5)	資金調達の額	882, 520, 000 円(注)
	(差引手取概算額)	002, 020, 000 1 (狂)
(6)	行使価額及び行使価額	当初行使価額は、889円(下限行使価額と同額)
	の 修 正 条 件	上限行使価額はありません。
		下限行使価額は889円(2022年12月19日の終値と同額(発行要項
		第 13 項による規定を準用して調整されます。以下「下限行使価額」
		といいます。))
		行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正
		日」といいます。) に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合
		には、その直前の終値のある取引日をいいます。) の株式会社東京証
		券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における当社普通
		株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位
		まで算出し、その小数第2位を切り上げるものとします。以下「修

ご注意:この文書は、当社の行使価額修正条項付第2回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

		正後行使価額」といいます。)に修正されます。ただし、修正後行使
		価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額
		は下限行使価額とします。
(7)	募集又は割当方法	第三者割当の方法により、大和証券株式会社(以下「割当先」とい
, ,	(割当先)	います。)に全ての本新株予約権を割り当てます。
(8)	譲渡制限及び行使数量	本新株予約権に関して、当社は、割当先との間で、本新株予約権に
	制限の内容	係る買取契約(以下「本新株予約権買取契約」といいます。)におい
		て、下記の内容について締結いたしました。
		①新株予約権の行使制限措置
		当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項
		及び同規程施行規則第 436 条第1項乃至第5項の定め並びに日本証
		券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従
		い、MSCB等(同規則に定める意味を有します。)の買受人による
		転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の
		場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月にお
		いて当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の
		払込期日における当社上場株式数の 10%を超えることとなる場合
		の、当該 10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超
		過行使」といいます。) を割当先に行わせません。
		また、割当先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使
		を行わないことに同意し、本新株予約権の行使に当たっては、あら
		かじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確
		認を行うことを合意します。割当先は、本新株予約権を譲渡する場
		合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超
		過行使の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に
		譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとし
		ます。
		②新株予約権の譲渡制限
		割当先は、当社の取締役会の事前の承認がない限り、割当てを受け
		た本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。
		割当先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先と
		なる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束させ、また、
		譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して
		同様の内容を約束させるものとします。ただし、割当先は、当社の
		普通株式(本新株予約権の権利行使により取得したものを含みま
		す。)を第三者に譲渡することは妨げられません。
(9)	本新株予約権の	2023年1月10日から2026年1月9日(ただし、発行要項第16項
	行 使 期 間	に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取
		得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前
		銀行営業日)まで。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない
		場合にはその前銀行営業日を最終日とします。
(10)	そ の 他	当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の
		募集に係る届出の効力発生後に、本新株予約権買取契約及び本新株
		予約権の行使等について規定した覚書を締結しております。
(注) 次	◇調法の類は ★乾烛子処式	権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価

(注)資金調達の額は、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少し、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約

ご注意:この文書は、当社の行使価額修正条項付第2回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。



以上

ご注意:この文書は、当社の行使価額修正条項付第2回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。